

猫の一時預かりボランティア登録申請書

沿岸広域振興局保健福祉環境部が引取りした猫を一時預かりするにあたり、次の事項を遵守することを誓約し、ボランティア登録したいので申請します。

誓約事項

- 1 一時預かりする猫は善良な注意をもって誠実に管理し、事故、疾病、失踪、死亡、損傷その他不測の事態が生じた場合は、速やかに沿岸広域振興局保健福祉環境部に連絡します。
- 2 一時預かりした猫に病気、行動、その他の問題があった場合、又はその猫により何らかの問題が生じた場合において、沿岸広域振興局保健福祉環境部に対し、その責任を一切問いません。
- 3 一時預かりに際し、自ら所有する物品を使用する場合、沿岸広域振興局保健福祉環境部に対しその費用を請求しません。
- 4 自己の判断により、一時預かり中の猫に対し動物病院等で診察・処置（検査、治療、投薬等）を行う場合、沿岸広域振興局保健福祉環境部に対しその費用を請求しません。
- 5 猫の一時預かりにあたって知り得た情報は、他人に漏らしません。
- 6 猫の一時預かり終了後、当該の個体に対して行われた譲渡等の行為について、沿岸広域振興局保健福祉環境部に対し異議を申し立てません。
- 7 一時預かり中の猫は、沿岸広域振興局保健福祉環境部の許可なく第三者へ譲り渡しません。

沿岸広域振興局保健福祉環境部長 様

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

生年月日 _____

住 所 _____

連 絡 先 自宅電話 _____

携帯電話 _____